

負 担 割 合 一 覧 表

| | | 対 象 公 園 の 分 類 | | |
|---------------------|---------------|---|---|--|
| | | ① | ② | ③ |
| 施 工 事 内 の 容 規 模 及 び | | 《都民の広場型公園》 水際線の整備等大規模な 基礎工事を含む 各種レクリエーションの 複合空間機能を有する | 《港の広場型公園》 景勝地的立地及び隣接す る他の港湾施設との一体 的要素を持つ | 《休憩広場型公園》 ふ頭内部の事業場地域 に立地し、内容的に小 規模 |
| | 利 主 用 対 象 | 広く一般都民 | 臨港地区内事業者及び 一般周辺都民 | 臨港地区内事業者 |
| 対 象 公 園 | | 城南島海浜公園 | 晴海ふ頭公園 春海橋公園 芝浦南ふ頭公園 | フェリーふ頭公園(休園中) 暁ふ頭公園 新木場公園 品川北ふ頭公園 コンテナふ頭公園 青海中央ふ頭公園 |
| 負 担 割 合 | 建 設 ・ 改 良 工 事 | 1 / 16 | 1 / 8 | 1 / 4 |
| | 維 持 工 事 | 1 / 8 | 1 / 4 | 1 / 2 |
| | 水 面 清 掃 | 1 / 5 | | |
| 法 根 拠 | | 東京都港湾環境整備負担金条例第4条 同条例施行規則第4条 | | |

※ 負担割合については、各公園を機能、目的及び港湾労働者等の利用状況に応じて種別化し、また他港の状況等を勘案して負担率を設定したものである。